

別表 1 （第 2 条関係）

補助対象事業	補助基準額	補助率	補助限度額	補助対象経費	事業実施主体	留意事項
デジタルを活用した生活・社会課題解決に向けたソーシャルイノベーション	(1) 2,000 千円 (2) 補助対象経費の下限額は1事業あたり200 千円とする。	1 0 / 1 0	(1) 2,000 千円 (2) 補助対象事業の実施期間が複数年度にわたる場合であっても補助限度額の総額は(1)に定める額とする。	左の事業に要する経費のうち、次の経費を除外した経費とする。 (1) 食糧費。ただし、事業に不可欠と認められる経費を除く。 (2) 各種団体等の組織や施設の管理運営に要する経費 (3) 出資、出損、貸付に要する経費 (4) 用地・建物取得又は補償に要する経費 (5) 車両購入に伴う公課費（自動車税、自動車取得税及び自動車重量税等） (6) その他知事が不相当と認める経費	島根県が認めるデジタルによる生活・社会課題解決を目指す産官学民のコミュニティに所属している法人、団体又は個人、または本事業を通じて、産官学民のコミュニティに所属する意図を持つ法人、団体又は個人	事業計画書をもとに、別に定める審査（書面審査、プレゼンテーション審査）の評価を踏まえ、当該事業実施主体と協議の上、内定する。